#### (別記様式第1号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	豊橋市

# 豊橋市鳥獸被害防止計画

## <連絡先>

担 当 部 署 名 豊橋市産業部農業支援課所 在 地 愛知県豊橋市今橋町1番地電 話 番 号 0532-51-2474 F A X 番 号 0532-56-5106 メールアドレス nogyoshien@city.toyohashi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画 主体には(代表)と記入する。
  - 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、ヌ ートリア、アライグマ、タヌキ、キツネ、アナグマ スズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒヨドリ、
	ムクドリ、カワウ
計画期間	令和7年度~令和9年度
対象地域	愛知県豊橋市

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
  - 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。
- 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
- (1)被害の現状(令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状				
	品	目			被害数值
イノシシ	  水稲、果樹、	昭带	山带粨	金額:	3, 128千円
1///	八個、 不倒、	17 木、	山木炽	面積:	2. 53ha
ー ニホンジカ	│ │果樹			金額:	730千円
ニホンンカ	不知			面積:	0. 16ha
ニホンザル				金額:	0千円
-11.2 770				面積:	0ha
ハクビシン	果樹、野菜 果樹、野菜			金額:	3, 157千円
,,,,,,,	不同、可未			面積:	0. 96ha
ヌートリア	  水稲、果樹、	昭並		金額:	1, 127千円
X 1.97	八個、 不倒、	北木		面積:	7. 16ha
アライグマ	果樹、野菜			金額:	9千円
7 7 7 7 4				面積:	0. 12ha
タヌキ	果樹、野菜	#		金額:	63千円
メヘエ				面積:	0. 09ha
キツネ	野菜			金額:	56千円
<b>イン</b> ル				面積:	0. 05ha
アナグマ	野菜			金額:	44千円
7774	1) 未			面積:	0. 04ha
スズメ	  水稲、果樹、	四节		金額:	811千円
^^^	<b>小仙、未倒、</b>	野米	面積:	2. 76ha	
ハシブトガラス	田井 昭芸			金額:	10, 975千円
ハシボソガラス	果樹、野菜			面積:	63. 03ha
ヒヨドリ	果樹、野菜			金額:	16,921千円
しコドリ				面積:	88. 10ha

ムクドリ	果樹、野菜	金額:	654千円
		面積:	9. 32ha
カワウ	魚類	金額:	129千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、 水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

#### (2)被害の傾向

本市の被害傾向として、鳥類による被害に加え、市内北部及び南東部におけるイノシシ、ニホンジカ等の大型獣類やハクビシン、市内の西部から河川流域におけるヌートリア等の小型獣類の被害がみられる。鳥類については、特定猟具使用禁止区域の拡大以降、駆除が進みにくいこともあり、銃器以外による駆除も行っていくことが求められている。

#### ・イノシシ

個体数の減少傾向がみられるが、豚熱対策と併せて継続した駆除が必要。水稲、果樹、筍等の作物被害だけでなく、畦畔の掘り起こし被害や果樹の枝折り被害も出ているため、春から秋にかけての期間だけでなく、通年での警戒が必要となっている。

#### ・ニホンジカ

北部地区に生息が確認されており、春は果樹の新芽や樹皮、夏から秋にかけては果実への食害が見られる。農家からの聞き取りでは、二ホンジカを群れで見かける機会が増えており、個体数が増加し、南東部地区にも生息している。

#### ・ニホンザル

北部地区や南部地区中心にハナレザルが度々目撃されており、果実や 野菜への食害が見られる。農家からの聞き取りでは、年々見かける機 会が増えたとの話もあり、出没地域も拡大傾向にあると思われる。

## ・ハクビシン

市内全域において生息が確認されており、特に果樹、野菜への被害が大きなものとなっている。施設栽培作物の被害も出てきており、通年での警戒を必要とする。

#### ・ヌートリア

市内西部の水田地帯だけでなく、河川流域中心に市内各所で目撃情報が多数寄せられるようになった。水稲、露地野菜を中心に被害が出ており、通年での警戒を必要とする。また、生態系に影響を及ぼす特定外来生物であり、生物多様性や市民生活への被害も懸念される。

#### ・アライグマ

これまで大きな被害は出てこなかったが、北部及び南部において、年間数十頭が捕獲されており、初期段階での対策が必要といえる。また、生態系に影響を及ぼす特定外来生物であり、生物多様性や市民生活

への被害も懸念される。

・タヌキ

被害が増加傾向にあり、北部及び南部において、目撃情報、駆除依頼が増加。被害が拡大する前の初期段階での対策が必要といえる。

- ・キツネ
  - これまで大きな被害は出てこなかったが、南部を中心に、目撃情報が増加しており、被害が拡大する前の初期段階での対策が必要といえる。
- ・アナグマ

これまで大きな被害は出てこなかったが、南部を中心に、目撃情報が増加しており、被害が拡大する前の初期段階での対策が必要といえる

・スズメ

市内全域で被害が出ており、主に水稲に被害が集中している。

- ・カラス(ハシボソガラス、ハシブトガラス) 果樹、野菜、畜産等市内全域かつ多品目での被害が出ている。特に、 北部の果樹や南部の露地野菜では、銃による駆除だけでは対応が難し く、捕獲檻も活用し捕獲を推進する。
- ・ムクドリ

市内全域で報告があがっており、果樹、野菜に被害が集中している。

・ヒヨドリ

市内全域で報告があがっており、果樹、野菜に被害が集中している。

・カワウ

豊川水系で多くみられ、カワウの食害による放流アユや川魚などの被害が出ている。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、 被害地域の増減傾向等)等について記入する。
  - 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

#### (3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和9年度)
農作物被害面積	175. 4ha	157. 9ha
農作物被害金額	37,808 千円	34,027 千円
カワウによる漁業被害額	129 千円	116 千円
地域捕獲団体による 年間有害鳥類駆除数	381 羽	419 羽

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
  - 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	・広域狩猟連合豊橋支部への	・狩猟者の減少
に関す	駆除委託等により、銃器及び罠	・近隣自治体との連携
る取組	による捕獲を実施。	・銃器による捕殺が可能な区域
	・駆除活動従事者を増加させ	が減少しており、対策が必要
	るため、地域捕獲団体による捕	・罠による捕獲にかかる日常管
	獲活動を推進。	理の仕組みづくり
防護柵	・侵入防止柵としての電気柵	・防護柵設置を地域ぐるみで行
の設置	やワイヤーメッシュ柵の設置	う際、問題意識の共有が進んでい
等に関	を実施。	ないため、連携して広範囲設置ま
する取	・設置自治会と管理委託契約	でに至る地域が少ない。
組	を締結	・鳥獣害対策や自己防衛意識の
		地域による格差が大きい。
生息環	・放任果樹の除去や鳥獣対策	・出没地域に隣接するか、実害が
境 管 理	を意識した農地環境作りの啓	出ているかによって問題意識に
その他	発を推進。	差がある。
の取組		

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
  - 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の 導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
  - 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・ 管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
  - 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果 樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等につい て記入する。

#### (5) 今後の取組方針

被害の現状を踏まえると、前計画策定時と比べ個体数の増加には鳥獣の種類によってばらつきがあると推察される。また、近隣地区からの移入も起こっていると考えられるため、被害状況が顕在化していない種においても目撃情報等に基づき対象としていく。

本計画に関わらず、今後、生息調査等を重ねる中で生息及び被害が確認された鳥獣においては、適宜、計画に追加することを検討し、狩猟免許保持者を中心とした地域ぐるみの捕獲体制の普及と整備を継続する。農業者・漁協関係者からの通報に基づく対処捕獲も行うが、協議会等の場での検討を契機とし、関係諸機関との連携を密にし、通報等情報網をより強固にするとともに、近隣市町との連携についてもこれまで以上に行っていく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。 (ICT (情報通信技術)機器やGIS (地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)。

#### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

## (1)対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣の捕獲体制として、豊橋市より広域狩猟連合豊橋支部へ委託して実施する。

併せて、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整も行っていく。 また、地域で取り組む被害対策組織の新設および組織活動を支援すべく 、安全講習会の開催や捕獲檻等の貸し出しを行っていく。

また、生活環境被害を与えるおそれがある特定外来生物であるアライグマ、ヌートリアは環境部局の事業においても捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者 等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート 等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者の それぞれの取組内容や役割について記入する。
  - 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
  - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に 従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その ことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

<u> </u>		
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年	イノシシ	必要に応じて、捕獲檻を追加導入する。
~	ニホンジカ	
令和9年	ニホンザル	
	ハクビシン	
	ヌートリア	
	アライグマ	
	タヌキ	
	キツネ	
	アナグマ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入 する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

## 〇イノシシ【480頭/年】

被害が依然として多発しているため、捕獲目標を480頭とし、被害減少を図る。

#### 〇二ホンジカ【150頭/年】

近年、個体群の目撃情報や、駆除依頼件数も増加しているため、年間150 頭程度の捕獲を目標としていく。

#### 〇二ホンザル【10頭/年】

近年、目撃情報や、相談件数も増加しているため、年間10頭程度の捕獲を 目標としていく。

#### 〇ハクビシン【250頭/年】

主に果樹農家より被害報告が寄せられており、市内全域の生息分布となっている。継続的な捕獲を行っているが被害が減らない状況にあるため、年間250頭を目標に捕獲を推進する。

#### 〇ヌートリア【200頭/年】

近年、水稲、露地野菜を中心に被害報告が寄せられており、目撃情報も市内全域に広がり、駆除依頼件数も急激に増加しているため、捕獲目標を年間200頭とし、捕獲を推進する。

## ○アライグマ【150頭/年】

他の小型獣(ハクビシン等)による被害と思われていたが本市においても被害が確認されたため、年間150頭の捕獲を目標とする。

#### ○タヌキ【250頭/年】

近年、目撃情報や露地野菜を中心に被害報告が寄せられているため、年間 250頭の捕獲を目標に捕獲を推進する。

#### 〇キツネ【50頭/年】

近年、目撃情報や露地野菜を中心に被害報告が寄せられているため、年間 50頭の捕獲を目標に捕獲を推進する。

#### ○アナグマ【100頭/年】

近年、目撃情報や露地野菜を中心に被害報告が寄せられるようになった ため、年間100頭程度の捕獲を目標としていく。

#### 〇スズメ【7.000羽/年】

水稲を中心に被害報告が寄せられるようになり、張網による捕獲実績が 増加していることから、年間7,000羽の捕獲を目標としていく。

## 〇カラス【2,200羽/年】※ハシブトガラス、ハシボソガラスの合計

協議会にて購入した捕獲檻の稼働率を上げ、銃器以外による捕獲羽数を 確保する。

#### 〇ヒヨドリ【2.500羽/年】

ほぼ従来の捕獲計画数。

- 〇ムクドリ【1,000羽/年】 ほぼ従来の捕獲計画数。
- 〇カワウ【200羽/年】 ほぼ従来の捕獲計画数。
- (注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設 定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	480	480	480
ニホンジカ	150	150	150
ニホンザル	10	10	10
ハクビシン	250	250	250
ヌートリア	200	200	200
アライグマ	150	150	150
タヌキ	250	250	250
キツネ	50	50	50
アナグマ	100	100	100
スズメ	7, 000	7, 000	7, 000
カラス	2, 200	2, 200	2, 200
ヒヨドリ	2, 500	2, 500	2, 500
ムクドリ	1, 000	1, 000	1, 000
カワウ	200	200	200

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

#### 捕獲等の取組内容

## 【捕獲手段】

銃器、捕獲檻等による捕獲

【捕獲予定時期】

通年

#### 【捕獲予定場所】

市内全域(主に山林や、山林・河川に近接する圃場)

なお、本市は第二種特定鳥獣管理計画における「分布域・被害地域の拡大を防止する防衛ゾーン」等に指定されていることから、同計画における対象 鳥獣の分布域を拡大させないための捕獲も行う。

また、広域狩猟連合豊橋・地域捕獲団体との連絡会を開催し、各地区の捕獲活動に係る情報・知見を共有することで、今後の対策の検討を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について

記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

## ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル 銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計 画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の 実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内一円	委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
  - 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する 場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

## (1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
112.2.	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシ	ワイヤーメッシュ
イノシシ ニホンジカ	柵等	ュ柵等	柵等
ニハンシガ	計 5,000m	計 5,000m	計 5,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
  - 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

#### (2)侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	設置自治会と管理	同左	同左
ニホンジカ	委託契約を締結		
	主な内容は以下の		

とおり	
・適宜巡回を行う。	
・侵入防止柵の機	
能に支障をきたす	
程度まで雑草木が	
伸びている場合、	
又は侵入防止柵が	
見えない程度まで	
雑草木が伸びてい	
る場合は、刈り払	
う。	
・野生鳥獣を引き	
付ける農作物残渣	
を放置しないこと	
やほ場環境を維持	
すること等、鳥獣	
被害の発生要因を	
減らす生息環境管	
理を行う。	
・修繕が必要な時	
は、協議会と管理	
者の協議の上決定	
するものとする。	
また、消耗品があ	
るときは、管理者	
の負担で補充を行	
う。	
	ハウナル・ハエチレケル・日日・ナフェールのケル・ラル・ー

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記 入する。

## 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
	イノシシ	イノシシ、ニホンジカの対策として物理的な
令和7年 ~ 令和9年	ニホンジカ	防除策であるワイヤーメッシュ柵の設置を進め
	ニホンザル	ていくが、設置の難しい地域等では、必要に応じ
	ハクビシン	て電気柵による防除も行う。
	ヌートリア	鳥害対策として大型カラス檻等の駆除や防除
	アライグマ	に有効な手法を導入し、被害軽減を進める。
	タヌキ	駆除活動従事者不足対策と地域ぐるみの獣害
	キツネ	対策推進のため地域捕獲団体の設立支援と活動

アナグマ	支援を行う。
カラス	アライグマ、ヌートリアについては生活環境
	被害を与えるおそれがある特定外来生物対策と
	して、環境部局にて捕獲も実施する。
	また、緩衝帯の整備による心理的防除や作物
	残渣や未収穫農作物の適切な処理等、獣類を寄
	せない環境づくりの啓発を進めていく。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する 知識の普及等について記入する。
- 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる おそれがある場合の対処に関する事項
  - (1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、 猟友会等の名称を記入する。
  - 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
  - 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は 生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合 は添付する。
- (2) 緊急時の連絡体制
- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により 記入する。
- 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設処理を基本とするが、肉として利活用が可能な場合には食用も可とする。また、学術研究への利用も学芸員等からの要請に応じて、対応することとする。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした た鳥獣の処理方法について記入する。
- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
  - (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状では大型獣の捕獲数が少ないため、捕獲者による
	自家消費のみ。捕獲数が増加した場合は必要に応じて
	更なる利用を検討する。

ペットフード	現状では捕獲数が少ないため利用なし。
皮革	現状では捕獲数が少ないため利用なし。
その他	現状では利用なし。
(油脂、骨製品、角	
製品、動物園等で	
のと体給餌、学術	
研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

#### (2) 処理加工施設の取組

- (注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品 等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。
- (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現状では有効利用に活用できるほど捕獲数が多くないため実施なし。大型獣類だけでなく小型獣類の利活用を捕獲者等交えて検討していく。

- (注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の 知識を有する者の育成の取組等について記入する。
- 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項
- (1)協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
愛知県東三河農林水産事務所	鳥獣関連情報の提供を行う。
(農業改良普及課、農政課)	
愛知県東三河総局(環境保全	鳥獣関連情報の提供を行う。
課)	
豊橋農業協同組合	鳥獣関連情報の提供を行う。
豊橋市農業委員会	鳥獣関連情報の提供を行う。
愛知県農業共済組合	鳥獣関連情報の提供を行う。
広域狩猟連合豊橋支部	鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣の捕獲を
	行う。
豊橋市	鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣の捕獲支
(環境保全課、農業支援課)	援を行うとともに、相互の連絡調整を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
  - 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

#### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県東三河農林水産事務所	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
(水産課)	
下豊川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入 する。
  - 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
  - 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等が あれば添付する。

#### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

特措法第9条に基づく実施隊を平成23年度設置。防護柵設置指導及び 緩衝帯整備・生息環境除去の活動を実施。構成員は市職員。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
  - 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が 行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、 地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制が わかる体制図等があれば添付する。

#### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

集落単位で鳥獣害対策に取り組める体制作りの検討を行う。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止 施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育 成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に 関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

#### 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

野生鳥獣との共存を視野に入れ、農作物被害を誘因する恐れのある耕作放棄地の解消(及び生息環境の除去)を並行して進める。このため、同事業との連携を引き続き実施していく。

また、今後被害状況の把握や生息個体数の把握がより明確化される中で、当該被害防止計画が実態にそぐわないと判断される場合は、実態に合わせて随時修正を行うこととする。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の 実施に関し必要な事項について記入する。